

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

住民の皆様には深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職6月	南消防署 (20歳)	令和6年11月14日、飲食店で知り合った女性に対し身体を触るなどのわいせつな行為を行った。また、その際に相手方が転倒し、腰を打撲した。 不同意わいせつ致傷の容疑で大阪地方検察庁へ書類送検され、令和7年6月12日に不起訴処分となったもの。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

※被処分者は、懲戒処分日付けで依願退職。

### 2 処分日

令和7年8月29日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：消防局 総務部 人事課 電 話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979
----------------------------	---